サイバーセキュリティだより

発行:愛媛県警察本部生活安全部サイバー犯罪対策課

令和2年 9月11日 Vol.49

インターネット上の誹謗・中傷・個人情報の流布

犯罪に当たる可能性を認識しよう!

インターネット上で、特定の個人や組織に対する<u>誹謗・中傷や根も葉もないデマなどの書き込み</u>は、 「**名誉棄損、侮辱、脅迫、業務妨害」等の犯罪に当たる**可能性があります。

また、インターネット上でトラブルが発生すると、<u>現実世界では考えられないような過激な投稿</u>等が行われる可能性があるため、**注意が必要**です。

さらに、SNSや掲示板等で他人の<u>氏名・住所・電話番号などの個人情報を発信する</u>と、その情報は 安易に拡散される可能性があり、インターネット上から完全に消すことは困難です。

安心・安全にSNS等を利用するための 注意事項!

- 〇 SNSや掲示板の利用規約やマナーを守る。
- O 投稿内容が「名誉棄損、侮辱、脅迫、業務妨害」等の犯罪に問われる 可能性があることを認識する。
- ひ 投稿する時は、投稿内容を再度確認し、トラブルが発生するような書き込みや発言、写真の掲載はしない。
- 自分や家族等の「個人情報」を安易に掲載しない。また、他人の個人情報 を含めプライバシーに関する情報は書き込まない。



被害に遭った際の対応ポイント!



① 名誉棄損、侮辱、脅迫、業務妨害等の犯罪に該当する可能性がある場合

最寄の警察署に「書き込まれた内容や日時」が分かる資料等を持参し相談してください。

② 掲示板の書き込み内容を 消してほしい場合 掲示板の管理者や運営会社 等に「削除依頼」をしてくだ さい。

③ メールアドレスや電話番号を 掲載されるなどして、他人から メール等が届く場合

着信拒否設定やメールアド レス・電話番号の変更を検討 してください。

★一人で抱え込まず、家族、警察、専門機関(「インターネット人権相談受付窓口(法務省)」、「違法有害情報相談センター(総務省支援事業)」等に相談しましょう★

相談窓口

参照元:警視庁HP(https://www.keishicho.metro.tokyo.jp/sodan/nettrouble/jirei_other/slander.html)

愛媛県警察本部サイバー犯罪対策課 正089-934-0110代